

足利工業大学同窓会OB会等への補助に関する覚書

(目 的)

この覚書は、足利工業大学同窓会の正会員を主たる構成員として、構成されている団体等に対する補助について定めるもので、運用に当たっては会長、理事長、事務局長の協議により適用していくものとする。

(対象となる組織)

足利工業大学の卒業生(以下「正会員」と言う)により構成・組織された、地域(県、市町村)、職域、年度、学科、研究室、学生団体、クラブ活動、下宿、通学路等を共有し、卒業後組織され、定期的な会合、連絡等が持たれている団体等(以下OB会と言う)で、以下に示す要件を一つ以上満たしていることとする。

1. OB会としての会則が定められ施行されていること。
2. OB会としての役員名簿、会員名簿が作成されていること。
3. 年度ごとの事業報告・決算報告等が作成されていること。
4. 新たに組織しようとする場合は、正会員により構成された発起人の名簿・趣意書等が作成されていること。
5. 組織として認められる資料等が、事務局等からの要求通り提出されたもの。
6. その他、理事会の承認を得たものにあつてはこの限りではない。

(対象となる事業及び補助額)

1. 会合・集会等を開催する参加案内通知、資料等の印刷費、郵送費等・・・全額
事後、業者・施設等の見積書・領収書をもとに確認し補助する。
場合によって開催案内等は、同窓会事務局が代理発送(返信を必要とする通知にあつては往復はがきによる案内が望ましい)する。
2. 発送する場合の住所等に関するデータ処理費等は、同窓会事務局により手配・
処理した場合の費用・・・・・・・・・・・・・・・・全額
データ等で渡したものは、記録等はいかなる場合であっても残さないものとし、
使用後速やかに同窓会事務局に返還する事とする。(メール紙によるものはコ
ピー等することを厳禁とし、すべて発送した事を証明できる書類、写真等を提
出する)
3. 会合・集会等を開催する会場費(飲食費は除く)・・・・・・・・・・50%以内
業者・施設等の見積書、領収書を基に補助する額を定める。
4. 指定の厚生施設を利用した場合の宿泊・・・・・・・・会報で通知している範囲内
事前に宿泊予定者名簿の提出を受け、実施後確認し施設に直接支払う。
5. その他申請内容によって、理事会の承認を得て補助するものにあつてはこの限
りではない。

(その他)

1. この覚書は平成17年5月15日より運用する
2. この覚書は平成26年7月10日より一部改定し運用する。

足利工業大学同窓会 O B 会等補助願い

平成 年 月 日

足利工業大学同窓会
会 長 田 口 泰 広 殿

申請団体名
代表者氏名 印
住 所
Eメール
電 話

下記の理由により同窓会からの補助をいただきたく会則、または趣意書、役員名簿（卒業年学科または会員番号の記入された物）等を添付して申請いたします。

記

申請の理由

希望補助金額 円
または補助を受けたい事柄、物など（具体的に）

補助金または会員名簿の使用目的（具体的に）

集会の場合は予定人数、開催場所 日時など具体的に

同窓会記入欄

補助金額 円	担当者指名
補助金交付日 年 月 日	処理完了日 年 月 日
領収書 代表者 購入業者等	その他